

仕 様 書

- 1 業務名称 令和8年度淀川区における防犯カメラ保守管理業務委託
- 2 履行確認 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 3 履行場所 淀川区内35ヶ所（防犯カメラ35台）
別紙1 淀川区防犯カメラ設置箇所一覧を確認すること。
- 4 防犯カメラの仕様
Wi-Fi タイプ 35台
別紙1 淀川区防犯カメラ設置箇所一覧を確認すること。
- 5 防犯カメラの状態
仕様書作成時の状態（令和7年12月現在）
別紙1 淀川区防犯カメラ設置箇所一覧により防犯カメラの状態を参照すること。
- 6 業務概要
保守点検時には、防犯カメラの正常な機能を保つため、機器の異常及び不具合に備えて必要な部品や代替機等を用意し作業を行うこと。なお、作業は、平日9時から17時30分までに行うこと。
- 7 業務内容
【定期点検】
 - (1) 契約期間内に最低1回、下記の点検をすること。
 - ア 画像が最低1週間以上録画されているか確認すること。
 - イ 機器に異常がないか確認すること。
 - ウ 時計の調整等を行うこと。
 - エ カメラの撮影方向が当初と変更されていないか確認すること。
 - (2) カメラ等の機器に異常がある場合は、速やかに修理又は部品交換等の対応をすること。
 - (3) 作業日程については、発注者と協議し決定すること。
 - (4) 定期点検後は、作業報告書及び防犯カメラの映像が確認できる資料を発注者に提出すること。
※異常箇所があった場合には、原因や修理方法、部品交換等の内容を報告すること。
 - (5) 契約期間満了後に速やかに 別紙2 業務完了届を発注者に提出すること。
【緊急点検】
 - (1) 危険を伴う不具合(落下により歩行者に危害が及ぶ可能性がある場合)等が発生し、緊急を要する場合は、直ちに現地に向かい迅速に修理等の対応をすること。
 - (2) 故障・不具合等が発生した場合は、原因を究明し修理等の対応をすること。ただし、火災・天災・社会混乱・発注者の故意または過失等の要因による故障や不具合等については、発注者の責とする。
 - (3) 防犯カメラ設置箇所（別紙1 淀川区防犯カメラ設置箇所一覧）において、移設・倒壊事故等により防犯カメラを取り外さなければならない事案が発生した場合は、発注者の指示に従い対応すること。

なお、取り外した防犯カメラデータ（記録媒体 SD・SSD 等）は、発注者に返却し、本体は廃棄することとする。本体廃棄完了後には、発注者に紙ベース及び電子データにより作業報告書を提出すること。

8 その他

- ・本業務において必要となる官公庁への申請に係る書類（道路使用許可申請書等）の作成及び申請については受注者が行う。
- ・作業実施に必要な道具及び消耗品は、運搬も含め全て受注者の負担とする。また、本業務に関し、いかなる場合においても発注者に対して別途費用を請求することはできない。
- ・Wi-Fi タイプ防犯カメラの画像確認に必要な ID 及びパスワードを貸与するが、取り扱いには十分に注意すること。万が一、紛失等の問題が発生した場合は、受注者の責任において対処し、発注者は一切の責任を負わないこととする。
- ・本業務に関係しない防犯カメラの操作や記録媒体の抜き取り、記録映像の閲覧等を行わないこと。また、本業務において知り得た情報は、機密を保持し一切外部に漏らしてはならない。
- ・作業実施に際して、作業員は腕章又は胸章等により、作業員であることが識別できるようにすること。また、周辺の通行者等に十分に注意を払い安全に作業を進めること。
- ・作業実施に当たって、物品若しくは建造物等に破損等の損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において速やかにその損害を補償・賠償することとし、発注者は一切の責任を負わないこととする。ただし、発注者の責に帰すべき理由においてはこの限りではない。
- ・作業終了後、速やかに ID 及びパスワード(Wi-Fi タイプ)、物品等の貸与物を返却すること。また、作業の実施状況等を記載した完了報告書を作成の上、発注者に提出し検査を受けること。なお、完了報告書には、作業内容が分かるよう作業中の現場を撮影した写真を添付すること。
- ・この仕様書に定めのない事項又は業務内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議により決定すること。
- ・契約の締結は、本案件にかかる令和 8 年度予算の発効を条件とする。予算が成立しない場合は契約の締結を行わない。これに伴い、受注予定者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しない。

担 当

淀川区役所市民協働課（防犯担当）

住所：大阪市淀川区十三東 2－3－3

電話：06－6308－9734 松本・山岸

別紙1 淀川区防犯カメラ設置箇所一覧

	設置箇所	詳細	設置柱	防犯カメラ仕様			設置年度	状況
				メーカー	型名	カメラタイプ		
1	淀川区塚本1丁目19番2号	コ・ス・パ塚本前	信号柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和元年	—
2	淀川区塚本6丁目11番15号	聖教新聞販売店前	関電柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和元年	—
3	淀川区加島1丁目34番8号	特別養護老人ホーム加寿苑前	関電柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和元年	—
4	淀川区加島3丁目10番	加島駅東交差点南側中央分離帯上	信号柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和元年	—
5	淀川区加島4丁目19番	神崎橋	信号柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和元年	—
6	淀川区加島4丁目6番	毛斯倫大橋	信号柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和元年	—
7	淀川区十八条1丁目6番10号	東三国6丁目交差点北東	信号柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和元年	—
8	淀川区十八条1丁目13番53号	榎木橋	信号柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和元年	—
9	淀川区東三国2丁目10番	大吹橋	信号柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和元年	—
10	淀川区西中島1丁目7番17号	タイハイ(株)敷地内	関電支線柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和元年	—
11	淀川区塚本1丁目15番	高架下	照明柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和2年	—
12	淀川区加島2丁目9番3号	加島交差点	照明柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和2年	—
13	淀川区加島3丁目5番32号	加島交差点	照明柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和2年	—
14	淀川区西中島1丁目15番10号	歩道橋横	照明柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和2年	—
15	淀川区新高3丁目11番	新三国橋	照明柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和2年	—
16	淀川区東三国2丁目6番5号	庄内新庄線	照明柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和2年	—
17	淀川区東三国1丁目1番32号	東淀川駅前	NTT柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和2年	—
18	淀川区宮原1丁目16番	日之出跨線歩道橋横	照明柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和2年	—
19	淀川区西中島1丁目9番27号	ポアソルテ前	照明柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和2年	—
20	淀川区新北野1丁目4番	十三大橋	照明柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和2年	—
21	大阪市淀川区加島3丁目9番26号先	加島中央東交差点	信号柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和3年	—
22	大阪市淀川区三津屋南3丁目2番24号先	三津屋交差点	信号柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和3年	—
23	大阪市淀川区三津屋南1丁目8番24号先	三津屋中1丁目交差点	信号柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和3年	—
24	大阪市淀川区新高1丁目2番15号先	新高1丁目交差点	信号柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和3年	—
25	大阪市淀川区十三元今里2丁目12番16号先	十三元今里3丁目交差点	信号柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和3年	—
26	大阪市淀川区新北野2丁目4番23号先	北野高校前交差点	信号柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和3年	—
27	大阪市淀川区野中北1丁目17番6号先	野中北2丁目東交差点	信号柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和3年	—
28	大阪市淀川区木川西3丁目4番15号先	木川西3丁目交差点	信号柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和3年	—
29	大阪市淀川区十三東4丁目1番13号先	十三東4丁目交差点	信号柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和3年	—
30	大阪市淀川区三国本町1丁目16番25号先	三国本町2丁目交差点	信号柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和3年	—
31	大阪市淀川区三国本町1丁目9番9号先	三国本町公園前交差点	信号柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和3年	—
32	大阪市淀川区東三国6丁目2番11号先	東三国中学校前交差点	信号柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和3年	—
33	大阪市淀川区塚本2丁目13番28号先	塚本小学校西交差点	信号柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和3年	—
34	大阪市淀川区宮原3丁目5番24号先	宮原4丁目西交差点	信号柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和3年	—
35	大阪市淀川区西中島6丁目2番15号先	西中島7丁目交差点	信号柱	株式会社プロテック	PROA109-AW56	Wi-Fiタイプ	令和3年	—

※ 状況の — は現状正常に作動していることを指します 信号柱 22本・関電柱 3本・照明柱 9本・NTT柱 1本

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

印

次のとおり業務が完了しましたので通知します。

契 約 番 号	大淀総第 号
事 業 名 称	防犯カメラ保守管理業務委託
履 行 場 所	淀川区内35ヶ所 (防犯カメラ35台)
業 務 完 了 日	令和 年 月 日
委 託 期 限	令和 年 月 日
検 査(本市記入欄)	令和 年 月 日 検査職員 大阪市淀川区役所市民協働課長 印

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

不適正な契約事案の再発防止対策に係る特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の淀川区役所総務課

(コンプライアンス担当：06-6308-9625)に報告しなければならない。

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 《必要に応じて項目を設定し、記載》
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。
なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者および受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。(指定管理者の指定を取り消すことができる。)

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。